

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
 〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
 TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
 E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
 URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

スマホ新法

来月18日にスマホソフトウェア競争促進法(スマホ新法)が全面施行。巨大IT企業が提供するOSやアプリストア等を規制対象とし、公正な競争環境を整備する。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

11/24(月) 友引 振替休日、二の酉

25(火) 先負

26(水) 仏滅 高市首相初の党首討論、デフリンピック閉会式

27(木) 大安 ローマ教皇初外遊で中東へ

28(金) 赤口 税関記念日、ブラックフライデーが本格スタート

29(土) 先勝

30(日) 友引

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

11/17(月)	50,324	▼53	154.67	± 0
18(火)	48,703	▼1621	154.99	▼0.32
19(水)	48,538	▼165	155.51	▼0.52
20(木)	49,824	△1286	157.45	▼1.94
21(金)	48,626	▼1198	156.73	△0.72

ガソリン税及び軽油取引税の暫定税率廃止

約50年間にわたりに存続していたガソリンの暫定税率を廃止する法案が開会中の臨時国会で年内に成立する見通しです。

◆揮発油税と軽油取引税に含まれる暫定税率

ガソリンは、販売時に揮発油税（国税と地方税）として1リットル当たり53.8円が課されており、このうち25.1円が暫定税率（当分の間税率）として長年上乗せされていましたが、本年12月31日に廃止される予定です。

また、軽油についても軽油引取税に含まれる1リットル当たり17.1円の暫定税率を令和8年4月1日に廃止する予定となっています。

ガソリン及び軽油の暫定税率の廃止に伴い、小売価格は引下げられますが、急激な価格変動による混乱を抑制するため、廃止までの移行措置としてガソリン・軽油に対する補助金を段階的に引上げて、最終的には暫定税率分と同じ水準まで引上げます。

◆暫定税率廃止に向け価格は段階的に値下がり

ガソリンの補助金については11月13日から15円/Lに引上げ、11月27日に20円/L、12月11日には暫定税率と同じ25.1円/Lとします。

また、軽油の補助金は11月13日から15円/L、11月27日には17.1円/Lに引上げて暫定税率と同水準となります。

なお、ガソリンスタンドには補助金が引上げられる前の在庫があるため、小売価格への反映には一定の時間がかかると考えられますが、暫定税率廃止に向けて順次値下がりしていくことになります（原油価格や為替などの影響により必ずしも暫定税率分がそのまま価格に反映されるわけではありません）。

■この記事の詳細は、情報BOX201545

住宅ローンを借り換える場合の注意点

住宅ローンには大きく分けて「変動金利型」と「固定金利型」がありますが、最近の金利上昇を受けて、変動金利型から固定金利型への借り換えを検討している方もいると思います。

固定金利型は金利の変動リスクがありませんが、一般的に金利が高く設定されています。また、借り換えによりローンを契約し直す場合、事務手数料や保証料、抵当権設定費用などの諸費用が必要となりますので、それらを含めて判断します。

なお、借り換えによりローンの返済期間が10年未満となる場合は、住宅ローン控除の適用が受けられませんので注意しましょう。また、借り換えで控除期間が延長されることはありません。

協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

協会けんぽは毎年、健康保険の被扶養者である方が要件を満たしているか再確認を行っています。

今年度の再確認は、①健康保険の資格が重複している可能性がある方、②被保険者と同居していることが要件の続柄で別居の可能性がある方、③令和6年の年収が収入要件（原則130万円未満）を超過している方に対象を絞って実施しています。

対象者がいる事業主には「被扶養者状況リスト」が送付されていますので、確認の上、本年12月12日までに提出します。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出することができます。【無料】

①03-3940-6000～TEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

ガソリン税及び軽油取引税の暫定税率の廃止

与野党6党（自民党、日本維新の会、立憲民主党、国民民主党、公明党、日本共産党）はガソリン税及び軽油引取税の暫定税率の廃止について合意し、令和7年8月に野党が共同提出した暫定税率廃止法案に必要な修正を加え、臨時国会で成立させる方針です。

◆ガソリン税と軽油取引税の暫定税率（当分の間税率）について

ガソリン税とは一般的にガソリンの販売時に課せられる揮発油税（本則税率：1リットル当たり24.3円）と地方揮発油税（本則税率：1リットル当たり4.4円）を合わせたものをいいます。

昭和49年（1974年）に道路整備を進めるための財源として導入された「暫定税率※」により、ガソリン税に25.1円（揮発油税24.3円、地方揮発油税0.8円）が上乗せされており、現在まで恒久的に1リットル当たり53.8円の税率が課税されています。

また、軽油に対する軽油引取税（本則税率：1リットル当たり15.0円）には暫定税率として17.1円が上乗せされており、1リットル当たり32.1円が課せられています。

与野党協議において、暫定税率を廃止することで合意し、ガソリン税の暫定税率は令和7年12月31日、軽油取引税の暫定税率は令和8年4月1日に廃止することになりました。これに伴い、暫定税率廃止法案が臨時国会において年内に成立する見込みとなっています。

※平成21年（2009年）に道路特定財源から一般財源化された後も暫定税率は「当分の間税率」として維持。

◆暫定税率廃止までの移行措置として補助金を段階的に引上げ

ガソリン暫定税率の廃止による急な価格変動は、駆け込み給油や買い控えなどの混乱を招く恐れがあることから、廃止までの移行措置としてガソリンなどの燃料油価格抑制策として実施していた補助金（いわゆるガソリン補助金）を令和7年11月13日から段階的に引上げて、最終的に暫定税率による上乗せ分と同じ水準にまで補助金を引上げます。

具体的に、ガソリンの補助金については令和7年11月13日に5円引上げて15円とし、11月27日に5円引上げて20円、12月11日には暫定税率による上乗せ分と同水準の25.1円とします。

また、軽油の補助金については令和7年11月13日に5円引上げて15円とし、11月27日には軽油の暫定税率による上乗せ分と同水準の17.1円となります。

これにより暫定税率の廃止に向けて段階的に価格が引下げられ、廃止時点で補助金を暫定税率と同水準とすることで、価格の急激な変動が起きないようにします。

なお、補助金の支給は暫定税率の廃止時に終了となり、補助金から暫定税率廃止による減税へ移行する形になります。

	令和7年11月13日	令和7年11月27日	令和7年12月11日
ガソリンの補助金	15円/L	20円/L	25.1円/L (暫定税率廃止まで)
軽油の補助金	15円/L	17.1円/L (暫定税率廃止まで)	

※その他の油種については、従前どおり（重油・灯油：5円/L、航空機燃料：4円/L）

◆ガソリン価格の値下げについて

ガソリンスタンドには補助金引上げ前のガソリンの在庫があるため、補助金の効果が小売価格に反映されるには、一定の時間がかかると考えられます。

そのため、ガソリンの価格は暫定税率廃止に向けて順次値下がりしていくことになりますが、原油価格や為替の動向などの影響も受けるため、必ずしも補助金の引上げ分がそのまま店頭価格に反映されるわけではありません。

なお、災害などがいつ発生するか分かりませんので、値下がりを待たずに燃料メーターが半分程度になったら満タンにするなど、いざというときに備えて給油を行うことが大切です。

◆暫定税率廃止に伴う代替財源の検討

ガソリン及び軽油の暫定税率廃止により国と地方で年間約1.5兆円の減収が見込まれています。現時点では具体的な代替財源は決まっておらず今後の検討課題となっていますが、与野党協議では徹底した歳出改革等の努力による財源捻出を前提としつつ、法人税の租税特別措置の見直しや、極めて所得の高い富裕層への課税強化などが挙がっています。